

防災行政無線屋内受信機の無償貸与 Q & A

Q1 屋内受信機とは、どのようなものか？

屋内受信機とは、本市の避難情報などの防災情報を自動で受信し、放送を聞くことができるラジオ型の受信機です。

〔放送内容〕

- 緊急放送：避難情報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等の国民保護情報など
- 一般放送：大雨時の注意喚起、災害情報、行政放送など
- 定時試験放送：屋内受信機の正常な動作を確認いただくため、午後6時に音楽（花ぐるま）が流れます（地域によっては午後5時に音楽（野ばら）が流れます。）。

〔特徴・機能〕

- 民間の通信網が被災し、途絶した際にも、専用の無線通信網により受信可能
- 緊急放送時には、自動で音量を最大にする機能
- 停電時には電源をコンセントから乾電池に自動で切り替える機能
- 録音により聞き直しができる機能

Q2 1世帯に2台以上貸し出してもらえないか？

屋内受信機は、数に限りがありますので、原則、1世帯につき1台を上限として貸し出します。

Q3 2世帯住宅や同一敷地に2軒住まいの場合は1世帯とみなされるのか？

住民票上、世帯が分かれている場合は、別世帯として取り扱います。

Q4 貸与期間は？

貸与の決定日から3年を経過して最初に迎える3月31日までです。貸与期間の経過後、引き続き貸与を希望する場合は、貸与期間の終了までに再度貸与申請をしていただく必要があります。

Q5 申請書に記載のある「防災に関するアンケート調査に協力」するとは具体的に何か？

貸与された屋内受信機の活用状況や、地域の避難訓練等の防災活動への参加状況、市の防災に関するアンケート調査を送付する場合がありますので、その回答にご協力をいただきたいと思います。

Q6 貸与に伴う費用は発生するのか？

無償で貸与します。ただし、使用によって生じる電気代（年間約400円から500円）及び電池の交換に伴う費用などの維持管理に関する費用は、使用者の負担となります。

Q7 故障した場合はどうしたらいいのか？

使用者の故意または過失で壊してしまった場合を除き、本市が修理します。

Q8 引っ越し場合はどうすればいいのか？

市内に引っ越し場合は、災害対策課または該当区の地域起こし推進課にご連絡ください。
市外に引っ越し場合は屋内受信機を返却していただくようになります。